## 令和7年度 公文書開示(9月決定分)

				min (371)/(27)/		決	快定區	区分	(木	艮拠	規定)条例で	条		
月整理番号	請年月	求月日	<b>決</b> 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開 部 テ	不開示	存否応答拒否	2 号	3 号	4 5 6 7 号 号 号	8号	不開示理由等	所管局部課等
1	R7. 8	3. 26	R7. 9. 4	令和7年7月20日執行参議院議員選挙における選挙運動費用収支報告書 (1名)	14	1								選挙管理委員会事務局選挙課
2	R7. 8	3. 27	R7. 9. 4	令和6年10月27日執行衆議院議員選挙(東京都第24区)における選挙事務 所異動届(1名)	1	1			1		1		<ul> <li>東京都譲歩公開条例第7条第2号 電話番号については、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、不開示とする。</li> <li>東京都情報公開条例第7条第4号 候補者の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。</li> </ul>	選挙管理委員会事務局 選挙課
3	R7. 8	3. 28	R7. 9. 8	令和7年執行 東京都議会議員選挙 参議院議員選挙 投票の効力判定事務の手引 参議院比例代表選出議員の選挙における投票の効力について 参議院比例代表選出議員の選挙における公職選挙法第68条の2の規定による有効投票の按分について 令和7年7月20日執行参議院(東京都選出)議員選挙における効力判定案件について 令和7年7月20日執行参議院(比例代表選出)議員選挙における効力判定案件及びご留意いただきたい点について	1	1								選挙管理委員会事務局選挙課
4	R7. 9	9. 1	R7. 9. 8	政治団体設立届、届出事項等の異動届(1団体)	5	1			1		1		・東京都情報公開条例第7条第2号 特定の個人の氏名等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局総務課
5	R7. 9	9. 1	R7. 9. 11	令和7年7月20日執行参議院議員選挙における収支報告書に係る領収書 (1名)	35	1			1		1		・東京都情報公開条例第7条第2号 領収書記載の個人の氏名及び電話番号については、特定の個人を識別することができる もの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利 利益を害するおそれがあるものであるため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 領収書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局選挙課

						ž	・ ト定	区分		(\$	根拠	規定)	条例 7	'条		
月整理番号	請年月	求月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開票	不開示	¬ 不存 ←	存否応答拒否	2号	3号	4 5 号号	6 7 号 号	8号	9 不開示理由等	所管局部課等
6	R7. 9	9. 2	R7. 9. 11	令和7年6月22日執行東京都議会議員選挙における収支報告書(7名)	1	1										選挙管理委員会事務局選挙課
7	R7. 9	9.2	R7. 9. 11	令和7年6月22日執行東京都議会議員選挙における公費負担請求書類(5 名)	1	1				1	1	1			・東京都情報公開条例第7条第2号 請求書等に記載の個人名や電話番号は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第3号 請求書等に記載の口座情報等については、取引先等の限られた一定範囲の者のみに明らかにしている内部管理情報であることから、公にすることにより、当該法人の競争上の地位又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 請求書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局選挙課
8	R7.	9. 2	R7. 9. 11	令和7年6月22日執行東京都議会議員選挙における公費負担関係書類(2 名)				1							・東京都情報公開条例第11条第2項 請求のあった公文書は、受付日時点で当該文書は受付日時点で東京都選挙管理委員会に 到達しておらず、不存在	選挙管理委員会事務局選挙課
9	R7.	9. 9	R7. 9. 16	令和7年7月20日執行参議院議員選挙における収支報告書(29名)	1	1										選挙管理委員会事務局選挙課
10	R7. 9	9.9	R7. 9. 16	令和7年7月20日執行参議院議員選挙の東京都選挙区における選挙運動費 用収支報告書(3名)				1								選挙管理委員会事務局選挙課

						決	:定区	区分		(根	拠規	見定)条例	7条	Ę		
<b>万里</b> 王 子		請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開新開	不開示	不存在技	子に 1号・	2 3 号	3 4号号	. 5 6 元	7 8 号	9号	不開示理由等	所管局部課等
1	1 R	7. 8. 12		令和5年分政治資金収支報告書と併せて提出された領収書等の写し(1団 体)	1	1				1	1					選挙管理委員会事務局総務課
1	2 F	R7. 9. 5	R7. 9. 19	・令和7年7月20日執行の参議院選挙における選挙運動事務員等届出書 (1名) ・令和7年7月20日執行の参議院選挙における選挙事務所用看板・立札作 成契約届出書(1名)	1	1				1	1				・東京都情報公開条例第7条第2号 選挙運動費用収支報告書に記載のない人名並びに届出書記載の年齢及び性別について は、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできない が、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、不 開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局選挙課
1	3 R	7. 9. 10	R7. 9. 19	令和7年7月20日執行参議院議員選挙における選挙運動費用収支報告書 (1名)	11	1										選挙管理委員会事務局選挙課
1	4 R	7. 9. 10	R7. 9. 19	令和7年7月20日執行参議院議員選挙における立候補届出書類一式(1 名)	33	1				1	1				・東京都情報公開条例第7条第2号 立候補届出書等に記載の本籍や生年月日等は、個人に関する情報で特定の個人を識別で きるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の 権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 候補者の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	
1	5 R	7. 9. 18	R7. 9. 22	令和7年7月20日執行参議院議員選挙における選挙運動費用収支報告書 (1名)	1	1										選挙管理委員会事務局選挙課

					決	定区	分		(1	根拠規	定)	条例	] 7	条		
月整理番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示開示	- 不開示	不存在不存在	子言 1号	2号号	3 4 号	5号	6 号:	7号	8 9 号	不開示理由等	所管局部課等
16	R7. 9. 18	R7. 9. 22	令和7年7月20日執行参議院議員選挙における収支報告書に係る領収書 (1名)	1	1					1						選挙管理委員会事務局選挙課
17	R7. 1. 28	R7. 9. 24	令和5年分の政治資金収支報告書に添付された領収書等の写し(3団体)	1	1				1	1				් •	・東京都情報公開条例第7条第2号 特定の個人の氏名等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局総務課
18	R7. 8. 1	R7. 9. 30	令和3年7月4日執行東京都議会議員選挙における収支報告書(1名)令和7年6月22日執行東京都議会議員選挙における収支報告書(295名)	1	1											選挙管理委員会事務局選挙課